

# 東海村官民共創メディア構築業務委託仕様書

本仕様書は、東海村官民共創メディア構築業務にかかる公募型企画提案競技における業務内容案を示すものである。

## 1. 委託業務名

官民共創メディア構築業務委託

## 2. 業務概要

本村では、令和元年度に策定した「東海村第6次総合計画」及び「東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、“未来を担うひとづくり”や“地域の未来を担う人財の掘り起こしと育成”を掲げており、その一つの取組みとして、『東海村つながるプロジェクト (T-project)』を展開している。

「東海村つながるプロジェクト (T-project)」は、本村も近い将来必ず直面する本格的な人口減少社会と急激な少子高齢化の進展による地域社会の変化や財政構造の変化を見据え、特に若年層を中心に、行政主導ではない、住民主体・住民共創のまちづくりを目指す取組みであり、令和2年度から継続するひとづくり・つながりづくりのプロジェクトである。

これまで、具体的な取組みとして、“やりたいこと”を言語化して、人に伝えることから始める「つながるトーク」や住民同士が対話を通してマイプロジェクトの実現に結び付ける「つどえるサロン」を展開しており、今年度も同じコンセプトの下、デザイン性も意識したプロジェクト展開を図る予定である。

(参考)

- 東海村つながるプロジェクト Facebook  
<https://www.facebook.com/tokaimuraproject>
- 東海村つながるプロジェクト note  
<https://note.com/tproject>

本取組み「官民共創メディア構築業務」は、「東海村つながるプロジェクト (T-project)」のコンセプトの下、行政と村民が共に創る新しいメディアのカタチを構築するプロジェクトである。

具体的には、村民自らが取材・撮影・執筆活動を行い、その記事を Web 等に掲載することにより、村民を通して「東海村のこと」「東海村での暮らし」そのものを魅力として発信することを目的とする。取材対象は村民とし、村民を通して、東海村のモノ・コト（魅力や資源など）を間接的に取り上げるものとする。

本委託は、上記目的を達成するための、プロジェクト全体の制度設計、住民ライター  
の育成企画、取材・撮影等のサポート、Web での発信枠組み構築、バナーやロゴ等のデ  
ザイン、成果報告物の制作等を行うものである。

また、本取組みは、東海村の魅力を村内外に発信することで、シティプロモーション  
やシビックプライドの醸成にも寄与するプロジェクトとしても展開するものである。

### 3. 業 務 内 容

#### (1) プロジェクト全体の設計・仕組みの構築

- ・ 東海村つながるプロジェクト (T-project) のコンセプトと融合するものであるとともに、より多くの村民とともにプロジェクトが推進される仕組みであること。
- ・ 本取組みは、住民ライターの育成と活動できる仕組みを構築するものであるが、次年度以降も継続できる循環可能なシステムを前提とした企画とすること。
- ・ 受託者より提出された企画提案書を踏まえ、村担当課と協議の上、全体設計を行うこと。

#### (2) 住民ライターの育成企画

- ・ 公募により集まった村民を住民ライターとして育成する講座の設計・実施。  
※ 公募については村担当課が主体となって行うものとする。
- ・ 複数回の連続講座とし、ライティング、撮影、インタビュー、SNS 発信等、ライターとして必要となる要素を盛り込んだものとする。
- ・ 10名以上の住民ライター育成を前提とした企画とすること。
- ・ 具体的な内容については、受託者より提出された企画提案書を踏まえ、村担当課と協議の上決定する。

※ 村外からのゲストスピーカーの調整や会場・必要備品の準備も含む。

※ 進行・ファシリテーションも含む。

#### (3) 取材・撮影等のサポート

- ・ 上記(2)で育成した住民ライターが初めて行う取材・撮影等に同行し、サポートする体制を構築すること。

#### (4) 取材内容の校正・整理

- ・ 上記(3)で住民ライターがまとめた、取材内容や撮影物を Web 等で発信できる状態とするため、必要となる調整を行うこと。

#### (5) 情報発信・デザイン

- ・ SNS (Facebook・note 等) でのイベント情報発信・レポート発信 等

- ・ バナーやロゴの制作・活用

#### (6) 成果報告物の制作

- ・ 上記（２）で育成した住民ライターが取材・撮影した素材を集めた、ポスターや冊子等何らかの成果物を制作すること。
- ・ 具体的な内容については、受託者より提出された企画提案書を踏まえ、村担当課と協議の上決定する。

#### (7) 他自治体や民間事業の情報収集や連携支援

- ・ プロジェクトの推進や更なる展開を図る上で必要となる先進自治体や民間事業者、担当者との連携を促進するための接点を作ること。

### 4. 履 行 場 所

東海村内

### 5. 履 行 期 間

契約日の翌日から令和5年3月31日まで

### 6. そ の 他

- ・ 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。
- ・ 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、村と協議しなければならない。
- ・ 業務遂行中または完了後、受託者の責任に帰すべきものが発見された場合は、速やかに村が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ・ 管理者として注意義務をもって広告物を管理すること。

### 7. 事務局（問い合わせ）

東海村 総合戦略部 地域戦略課 プロジェクト推進担当  
〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号  
電話：029-282-1711（内線1339）／FAX：029-287-0317  
E-mail：t-pro@vill.tokai.ibaraki.jp